

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成28年6月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 エイスクエア 草津市西渋川一丁目23番1号
- 2 意見の概要 草津市からの意見
  - (1) 工事期間中に発生する廃棄物は適正に処理すること。
  - (2) 廃棄物等の保管施設の数量の変更に伴い、位置や容量について廃棄物の資源化および適正処理を妨げることがないようにすること。
  - (3) 変更のある併設施設については、施設の特徴にあわせた廃棄物処理に努めること。
  - (4) 草津市特定開発行為等に関する指導要綱および草津市中高層建築物に関する指導要綱の協議中の案件のため、各協議における関係各課の指示事項および協議事項を遵守したうえで土地利用を行うこと。また、協議終了後において土地利用の内容変更が生じる場合は草津市開発調整課と協議すること。
  - (5) 夜間における騒音レベルの最大値の予測結果について規制基準を超過している地点があることから、周辺住民から騒音等の苦情が発生した場合には必要な措置を講じること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号  
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
  - (2) 縦覧期間 平成28年6月3日から平成28年7月4日まで